

こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱</p>	<p>こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>
<p>(補助対象となる住宅及び県内産乾燥木材)</p>	<p>(補助対象となる住宅及び県内産乾燥木材)</p>
<p>第5条 補助対象となる住宅は、次のいずれの事項にも該当する住宅とする。</p>	<p>第5条 補助対象となる住宅は、次のいずれの事項にも該当する住宅とする。</p>
<p>(1) 高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅<u>であること。</u></p> <p>(2) 延べ面積の過半の用途が住宅であること。</p> <p>(3) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあつては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上を使用し、リフォームにあつてはリフォーム工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する戸建ての木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）とし、内装木質化にあつては住宅であること。<u>(削除)</u></p>	<p>(1) 高知県内に建築する住宅又は高知県内に存在する既存住宅</p> <p>(2) 延べ面積の過半の用途が住宅であること。</p> <p>(3) 新築又は増築（増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）にあつては県内産乾燥木材を新築又は増築工事に係る部分の基本部位に材積の80パーセント以上を使用し、リフォームにあつてはリフォーム工事に係る部分に県内産乾燥木材を使用する戸建ての木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）とし、内装木質化にあつては住宅であること<u>とする。</u></p>
<p>(4)、(5) (略)</p>	<p>(4)、(5) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(補助金の額)</p>	<p>(補助額)</p>
<p>第6条 補助金の額は、<u>別表第1に定める</u>とおりとする。 <u>(削除)</u></p>	<p>第6条 補助金の額は、<u>次に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>(1) <u>基本部位及びその他の部位の県内産JAS製品については、使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2万円を乗じて得た額とすること。</u></p> <p>(2) <u>基本部位及びその他の部位の県内産JAS製品以外については、県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に11,000円を乗じて得た額とすること。</u></p> <p>(3) <u>内装木質化については、使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額とすること。</u></p> <p>(4) <u>長期優良認定木造住宅にあつては、認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円の加算をすることができるものとする。</u></p> <p>(5) <u>補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童）が2人以上の場合は、第3号の規定により算出された金額の加算をすることができるものとする。</u></p> <p>(6) <u>前各号に規定する補助金の額の合計は、80万円を上限とすること。</u></p>

新	旧
<p>第7条、第8条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、別表第2に掲げる書類及び函書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から1ヶ月以内又は当該年度の3月15日(当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受け付けない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定及び交付)</p> <p>第10条 知事は、申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請をした者が別表第3のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11条、第12条 (略)</p> <p>(他の助成制度との併用)</p> <p>第13条 <u>国又は市町村が実施する他の住宅に対する助成制度と重複して申請する場合、当該補助金の別表第1に定める分類は以下のとおり適用する。</u></p> <p><u>(1) 補助対象経費が重複する国補助事業を利用して、新築又は増築を行う場合：定額補助タイプ</u></p> <p><u>(2) (1)以外：積上補助タイプ(ただし、積算した補助金額と他の助成制度による補助金額の合計額のうち県産木材の購入に要した経費が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合のみ申請可能とする。)</u></p>	<p>第7条、第8条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第9条 申込者及び取得者は、補助金の交付を受けようとする場合は、別記第4号様式によるこちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、別表第1に掲げる書類及び函書を添えて、住宅を取得した日若しくはリフォーム工事の完了の日から1ヶ月以内又は当該年度の3月15日(当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに知事へ提出しなければならない。ただし、3月に住宅を取得した場合は、翌年度の4月1日から4月30日までに提出するものとする。この場合において、期日までに申請書が提出されない場合は、第7条第1項の規定による申込書が取り下げられたものとみなし、再度の申込みは受け付けない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定及び交付)</p> <p>第10条 知事は、申請書及びその関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査した上で、補助金の交付を決定するものとする。ただし、申請をした者が別表第2のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第11条、第12条 (略)</p> <p>(他の助成制度との併用)</p> <p>第13条 <u>補助金は、国、県又は市町村が実施している他の住宅に対する助成制度と重複して利用することはできない。ただし、第3条に規定する補助対象経費と異なる経費を対象とする助成制度を利用する場合又は補助金の額と当該助成金の助成額のうち県内産木材の購入に対する額とを合計した額が当該住宅に係る県内産乾燥木材の購入に要する経費の額を超えない場合は、この限りでない。</u></p>

新

第14条～第17条 (略)

附則

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和10年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 (略)

附則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

ただし、この要綱の施行日までに従前の要綱第7条第2項の規定により申込書が受理された補助金の交付は、補助金の額について従前の要綱の規定を適用できるものとする。

別表第1 (第6条関係)

分類	区 分		内 容 及 び 補 助 金 額		
積上補助 タイプ	(1)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品	県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に20,000円を乗じて得た額	区分（1）から （5）の合計 金額による （上限100万円）
	(2)	基本部位・ その他の部位	県内産 JAS製品 以外	県内産乾燥木材の使用量（立方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に11,000円を乗じて得た額	
	(3)	内装木質化		県内産乾燥木材の使用面積（平方メートル単位で、小数点以下を切り捨てる。）に2,000円を乗じて得た額	
	(4)	長期優良認定木造住宅 加算		認定を取得するための設計等に要する経費を対象として、1棟当たり10万円の加算をすることができる。	
	(5)	子育て支援加算		補助の対象となる住宅に居住する世帯に児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の認定を受けている者が扶養する児童で、同法第4条の支給要件に該当する児童）が2人以上の場合は、区分（3）内装木質化により算出された金額の加算をすることができる。	
定額補助タイプ			補助対象経費が重複する国の補助事業を利用して、新築又は増築する場合は、定額10万円とする。		

(注) 補助金の算定において、積上補助タイプと定額補助タイプを併用することはできない。

旧

第14条～第17条 (略)

附則

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 (略)

附則 (新 設)

(新 設)

新

別表第2 (第9条関係)

第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。

積上補助タイプ	
1	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所 ^{（以下「事務所登録証明」という。）} の登録を確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）の写し、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し
2	補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助対象部位」という。）の木材使用明細書兼合法木材証明書
3	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
4	別表第1区分（1）に定める県内産JAS製品の補助を受けようとする場合は、製材等JAS認証工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認することができる写真。ただし、木材使用明細書兼合法木材証明書の納材業者と製材等JAS認証工場が同一の場合は、納品書を添付不要とする。
5	他事業と併用する場合は、補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等（高知県木造住宅耐震化促進事業の場合は、その事業に区分される内訳書については、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に規定する「登録事業者」が作成すること。）
6	補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁（はり）、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
7	当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。）
8	当該住宅が、住宅瑕疵（か）し担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書（リフォームを除く。）
9	リフォームの場合は、工事完了報告書等の写し
10	別表第1区分（4）に定める長期優良認定木造住宅加算を受ける場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
11	補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真
12	完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分）
13	内装木質化の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積積積表及び施工を確認することができる写真
14	別表第1区分（5）に定める子育て支援加算を受ける場合は、児童手当の支給対象となる児童の数が2人以上いることを確認することができる書類
15	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
16	納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
17	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図の写し。ただし、内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）
18	1から17までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類
定額補助タイプ	
1	代理者による手続の場合は、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び事務所登録証明の写し、事務所登録申請書副本の写し又は行政書士証票の写し
2	補助金を受けようとする補助対象部位の木材使用明細書兼合法木材証明書
3	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
4	併用する国の補助事業の概要が分かる交付決定通知書等の写し
5	補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁（はり）、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
6	当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。）
7	当該住宅が、住宅瑕疵（か）し担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書
8	施工状況を確認することができる写真及び完成写真（外観全景）
9	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
10	納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
11	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図の写し）
12	1から11までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

旧

別表第1 (第9条関係)

第9条に規定する書類及び図書は、次に掲げるものとする。	
1	代理者による手続の場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類の原本及び建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所 ^{（以下「事務所登録証明」という。）} の登録を確認することができる証明書（当該事業申込みの日から3月以内の日付けのものに限る。）の写し、同法第23条の3第1項の規定による建築士事務所登録申請書副本（第五号書式）（以下「事務所登録申請書副本」という。）により登録が確認できる場合は事務所登録申請書副本の写し又は行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の2第4項の規定により交付された行政書士証票（以下「行政書士証票」という。）の写し
2	補助金を受けようとする基本部位、その他の部位、内装材（以下「補助対象部位」という。）の木材使用明細書兼合法木材証明書
3	木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿及び最終納材事業者の合法木材供給事業者認定書等の写し。ただし、一般社団法人全国木材組合連合会が運営する合法木材ナビにより認定状況を確認することができる場合は、添付不要とする。
4	第6条第1号に定める県内産JAS製品の補助を受けようとする場合にあつては、製材工場からの納品書（県内産JAS製品であることがわかるもの）及び納品された木材が県内産JAS製品と確認することができる写真。ただし、木材使用明細書兼合法木材証明書の納材業者と製材工場が同一の場合は、納品書を添付不要とする。
5	他事業と併用する場合は、補助対象となる木材の購入に要する経費が他事業の助成対象経費と明確に区分された内訳表等（高知県木造住宅耐震化促進事業の場合にあつては、その事業に区分される内訳書については、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に規定する「登録事業者」が作成すること。）
6	補助対象部位の木材が乾燥材（含水率20パーセント以下であること。ただし、梁（はり）、桁、母屋及び棟木にあつては、25パーセント以下であること。）であることを確認することができる含水率検査を行っている写真
7	当該住宅が、建築基準法第6条第1項による確認が必要な場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し、確認が不要な場合は、建築基準法第15条の規定により建築工事の届出済みであることの証明書の写し（リフォームを除く。）
8	当該住宅が、住宅瑕疵担保責任保険加入住宅であることを確認することができる証明書の写し、供託により瑕疵担保の履行が確保されていることを確認することができる証明書の写し又は住宅瑕疵担保責任保険に加入できない旨の理由書（リフォームを除く。）
9	リフォームの場合は、工事完了報告書等の写し
10	第6条第4号に定める加算を受ける場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
11	補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真
12	完成写真（新築・増築の場合は外観全景、リフォームの場合は外観全景及び室内のリフォーム部分）
13	内装材の補助を受ける場合は、補助金の算定に係る部分の面積算定図、面積積積表及び施工を確認することができる写真
14	第6条第5号に定める加算を受ける場合にあつては、児童手当の支給対象となる児童の数が2人以上いることを確認することができる書類
15	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳等の写し
16	納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がない場合は、その旨の申立書））
17	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図の写し。ただし、内装木質化のみの場合は、付近見取図及び各階平面図）
18	1から17までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

新	旧
<p>別表第3 (第10条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したと 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 	<p>別表第2 (第10条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したと 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

新

第4号様式（第9条関係）

こちらの木の住まいづくり助成事業申請書

こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。
高知県知事 濱田 省司 様

		整理番号	
申請年月日		年	月 日
申請者 (建築主)	郵便番号	〒	
	※1住所	ふりがな	
	氏名		
	生年月日	年	月 日
※2電話番号			
申請住宅	※3建築場所		
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		年	月 日
※4代理人	事務所名 (行政書士)		
	※2電話番号		

※1 現在お住まいの住所を記載してください。

※2 昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。

※3 住居表示 住民票の住所を記載してください。

※4 代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載し、担当者名も記載してください。

※積上補助タイプ	使用数量 (小数点以下切捨て)	単価	補助金額
① 県内産JAS製品	m ³	×20,000円/m ³ →	円
② その他(①以外)	m ³	×11,000円/m ³ →	円
③ 内装化粧仕上材	m ²	×2,000円/m ² →	円
④ 長期優良住宅加算	有の場合のみ	10万円を加算→	円
⑤ 子育て支援加算	有の場合のみ	③と同額を加算→	円
⑥ 申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限100万円)			円
※定額補助タイプ	申請金額(定額10万円)		円

※ 積上補助タイプと定額補助タイプを併用して申請することはできません。

他の事業との併用の有無	事業名等
-------------	------

第5号様式 ～ (参考) (略)

旧

第4号様式（第9条関係）

こちらの木の住まいづくり助成事業申請書

こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請書を提出します。
高知県知事 濱田 省司 様

		整理番号	
申請年月日		年	月 日
申請者 (建築主)	住所	※現在お住まいの住所を記載してください。	
	ふりがな		
	氏名		
	住民票の住所	生年月日	年
※2電話番号		※昼間連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。	
申請住宅	建築場所	※住居表示 住民票の住所を記載してください。	
	申請区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 新築・増築 <input type="checkbox"/> 増築・リフォーム <input type="checkbox"/> リフォーム	
申請住宅の引渡し日又はリフォーム完了日		年	月 日
代理人	事務所名 (行政書士)	※代理人は、手続きの代理を委任する場合に記載してください。担当者名も記載してください。	
	電話番号		

	項目	使用数量 (小数点以下切捨て)	補助金額
①	県内産JAS製品	m ³	×20,000円/m ³ → 円
②	その他(①以外)	m ³	× _____円/m ³ → 円
③	内装化粧仕上材	m ²	×2,000円/m ² → 円
④	長期優良住宅加算	有の場合、	10万円→ 円
⑤	子育て支援加算	有の場合、	③と同額→ 円
⑥	申請金額 ①+②+③+④+⑤合計金額(上限80万円)		円

他の事業との併用

併用の有無	事業名等
-------	------

※市町村事業と併用する場合は、申請情報を市町村へ提供します。

第5号様式 ～ (参考) (略)